

平成 29 年度一般社団法人静岡県医師会事業計画書

○はじめに

高齢化の進展に伴う疾病構造の変化に対応するため、静岡県においては、平成 28 年 3 月、将来の医療需要に応じた、より効率的で質の高い医療提供体制の構築をめざし、「地域医療構想」を医療計画の一部として新たに策定し、医療機能の分化と連携を適切に推進することとした。「地域医療構想」の実現は、各地域における関係者の協議により進められることから、本会では、郡市医師会をはじめとした地域の取り組みについて積極的に支援を行う。また、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた医療従事者確保・養成の一環として、平成 29 年度は、医師のワークライフバランス支援、臨床研修病院のネットワーク構築に係る事業等に取り組む。

加えて、医療・介護の一体的な改革を推進するためには、行政と医療・介護に関わる関係団体等との連携が必須であることから、本会が多職種による医療・介護連携の中心となり、県健康福祉部との連携を強化し、医療・介護の総合的な確保に取り組む。平成 29 年度は、静岡県在宅医療・介護連携情報システムの全県域、多職種・多事業所への普及及び諸事業の継続実施により、全ての市町で地域包括ケアシステムが構築、運用されるよう積極的な支援につとめる。

上記の事業を具体的に進めるに当たっては、地域各種団体を医師会が強いリーダーシップをもって主導していくことが重要であり、そのために、勤務医や研修医への支援を通じた重点的な加入促進を継続して組織力を強化するとともに、新たな活動拠点となる新医師会館の建設を進める。

以上のことから、今年度の重点事業は、下記の 4 項目とする。

1. 地域の医療提供体制の構築
2. 医療、介護の総合的な確保
3. 医師会員の加入促進を通じた県医師会の組織力向上
4. 新医師会館の建設に向けた基本構想、基本設計等の検討

第1 総務部

1. 会務

- (1) 医道の高揚について、機会あるごとに、会員に対し啓発を行う。
- (2) 本会の円滑な業務の執行をはかるため、定例理事会及び臨時理事会を開催する。
- (3) 本会の最高議決機関として、年1回定時代議員会を開催するとともに、必要に応じ臨時代議員会を開催する。
- (4) 日本医師会の指針に基づき、患者等に対する診療情報提供及び個人情報の適切な取扱いを会員医療機関に対して指導する。

2. 郡市医師会との連携強化

- (1) 医師会相互間の連携をはかるため、郡市医師会長協議会等を開催する。
- (2) 日常業務の円滑化をはかるため、郡市医師会事務連絡会を開催する。
- (3) 郡市医師会との交流をはかるとともに、東中西各地区の実情を把握するため、移動理事会を開催する。

3. 関係諸団体との連携・協働

- (1) 日本医師会、各都道府県医師会、中部医師会連合、関西医師会連合、関東甲信越静地区衛生主管部(局)長・医師会長合同協議会等との連携をはかる。
- (2) 関西医師会連合については、本年度委員長県として会議等の円滑な運営につとめる。
- (3) 地域医療の確保をはかるため、関係行政機関、関係団体等との協働をはかる。

4. 会員の加入促進及び組織力の強化

- (1) 地域包括ケアシステムの構築や病診連携の推進等にあたり、医師会の役割が重要性を増すことから、組織力を強化するため会員の加入促進をはかる。
- (2) 浜松医科大学、病院関係団体等の運営への積極的協力や病院管理者等への働きかけにより、本会の事業活動への理解を深め、勤務医の加入促進をはかる。
- (3) 本会、日本医師会への加入促進をはかるため、郡市医師会との連携を強化する。
- (4) 生涯教育・専門領域の各種資格の取得支援を通し、医師会の役割を高める。
- (5) 静岡県医師協同組合、静岡県医師信用組合等と連携し、ウェブサイト等を活用した各種事業の紹介に取り組む。

5. 会員の福利厚生

- (1) 団体生命保険等の加入、各種手続きについて会員の便宜をはかる。
- (2) 日本医師会医師年金の事業に協力する。
- (3) 静岡県有床診療所協議会の事業に協力する。
- (4) 静岡県医師協同組合、静岡県医師信用組合、静岡県医師国民健康保険組合の事業に協力する。

(5) 日本医師会認証局が発行する「医師資格証」の発行申請の推進をはかる。

6. 医師会館の管理運営

(1) 医師会館の適切な保守整備につとめる。

(2) 新医師会館建設に向けて会館建設委員会を開催し、基本構想を踏まえた基本設計の作成等、具体的な検討を行う。

7. 仮事務所への移転

(1) 新医師会館建設に伴う仮事務所への移転にあたり、円滑な業務運営につとめる。

第2 医療政策部

(1) 今後の医師会活動のあり方や医療政策に関する諸課題等について検討するため、医療政策等検討委員会を開催する。

(2) 医療政策等検討委員会における検討結果を踏まえ、会員への普及啓発をはかるため、医療政策研究会を開催する。

(3) 医療政策に対する理解を広げ、会員増強をはかるとともに、日本医師会と連携し、国民皆保険制度等を守るための国民運動を展開する。

(4) 静岡県医師連盟等の政治団体と連携し、日本医師会及び本会が提案する医療政策の実現をはかる。

第3 医療安全部

(1) 医事紛争処理委員会を開催し、日本医師会との緊密な連携のもと、紛争の適正な処理につとめる。

(2) 医療安全対策委員会を開催し、医療安全確保対策を推進する。

(3) 医事紛争防止研修会を開催するとともに、医療安全ニュースを発行して会員への医事紛争防止に関する情報の提供につとめる。

(4) 日本医師会が主催する医療事故防止研修会及び都道府県医師会担当理事連絡協議会に参加し、必要に応じて郡市医師会担当理事連絡協議会を開催する。

(5) 静岡県が設置する医療安全支援センター、静岡地方裁判所が主催する静岡医療訴訟協議会との連携を一層強化して、医療安全対策事業の推進をはかる。

(6) 医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）として、病院、診療所又は助産所の管理者からの支援の求めにより医療事故調査に必要な支援を行う。また、支援団体の運営に係る事項について、医療事故調査制度対応支援委員会を設置し協議するとともに、必要に応じ静岡県医療事故調査等支援団体連絡協議会を開催する。

第4 医療保険部

医療保険、労災・自賠責保険に関する情報を収集して郡市医師会及び会員に対して周知し、社会保険制度等について啓発をはかる。

1. 医療保険

- (1) 保険診療の質的向上及び適正化をはかるため、社会保険研修会を開催するとともに、社会保険委員会等を通して社保・国保両審査委員会との連携を強化し、円滑な審査の実施をはかる。
- (2) 厚生労働省東海北陸厚生局静岡事務所並びに静岡県健康福祉部国民健康保険課との打合会を定期的を開催するとともに、指導大綱に基づく社会保険医療担当者の指導・監査に立会う。
- (3) 日本医師会が開催する診療報酬改定に伴う都道府県医師会担当理事連絡協議会に出席するとともに、郡市医師会担当理事連絡協議会を開催し、会員への周知徹底をはかる。
- (4) 診療報酬改定に伴う疑義照会のほか、保険診療に関する郡市医師会及び会員からの疑義照会等に対応する。
- (5) 日本医師会、中部医師会連合及び医療保険関係諸団体との連携をはかるとともに、保険診療に係る諸課題について検討する。
- (6) 東海北陸地方社会保険医療協議会総会及び静岡部会に参加し、保険医療機関の適正な指定に協力する。
- (7) 静岡県健康福祉部薬事課並びに静岡県薬剤師会と連携し、医薬品及び医療機器の適正使用をはかる。

2. 労災・自賠責保険

- (1) 本県における自賠責保険診療費算定基準の推進をはかる。
- (2) 労災・自賠責保険関係団体との連携をはかる。

第5 地域医療部

1. 静岡県が進める地域医療施策への積極的な提言

全国各地の先進事例など積極的な情報収集を行いながら、「医療介護連携政策部」とも連携しつつ、静岡県が進める各種医療関連施策に対して、積極的な提言を行っていく。

(1) 県保健医療計画の策定

平成30年度を初年度とする次期(第8次)静岡県保健医療計画の策定に際して、県民が安心して生活できるまちづくりのために、郡市医師会並びに関係団体等とも連携して積極的な提言を行っていく。

(2) 県地域医療構想の実現

2025年(平成37年)に目指すべき本県の医療提供体制を定めた地域医療構想(平成28年3月策定)の実現に向けて、構想区域ごとに設置された協議の場(地域医療構想調整会議)に参画する郡市医師会の活動を支援するとともに、広域的な観点から医療機能の分化と連携の推進に取り組む。

(3) 精神保健・障害者保健対策

静岡県健康福祉部との連携のもと、精神疾患の医療体制の整備・充実に取り組むとともに、保健・医療・福祉の連携による障害者対策の推進に取り組む。

2. かかりつけ医機能の充実

かかりつけ医機能のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上させることを目的に、昨年度から日本医師会が事業展開している「日医かかりつけ医機能研修制度」による研修会等の充実をはかり、より一層の制度の普及・定着に取り組む。

3. 医師の確保ならびに医師の勤務環境改善に向けた取組

昨年度設置した「勤務医委員会」を中心に、浜松医科大学、静岡県立病院機構、静岡県病院協会、ふじのくに地域医療支援センター等、関係者との連携のもと、医師の勤務環境改善や研修医を含む若手医師への各種支援を通じて、県内医師の確保・定着をはかる。

(1) 医師のワークライフバランスの実現

これまでの「女性医師支援委員会」という名称を「ワークライフバランス推進委員会」に改め、女性医師に対する周産期等の勤務環境サポート、育児環境サポート、再就職支援などに加え、男性医師の勤務環境改善も目指した『ワークライフバランス』という視点から活動を展開する。

(2) 臨床研修医ならびに若手医師の県内への定着促進

県内の代表的な臨床研修病院の「臨床研修センター長」等とのネットワーク体制を構築し、臨床研修医並びに若手医師の研修環境・教育環境の整備に向けた支援を行うことで県内への定着をはかる。また、各病院で単発的に行われがちな研修医支援活動についても、他県医師会のノウハウ等も活用しながら、全県あるいは東部・中部・西部地区での広域化につとめる。

(3) 医療クラーク（医師事務作業補助者）等の養成・支援

日常業務へのサポートを通じて医師の勤務環境改善に大きな役割を果たす「医療クラーク（医師事務作業補助者）」等について、その育成・養成を支援するとともに、その質向上を目指した研修会等を継続的に開催する。合わせて、将来の自主的な生涯教育の実践に向けて、自律（自立）的な組織体制の構築を目指す。また、専門学校静岡医療秘書学院において「日本医師会認定医療秘書」の養成に取り組むとともに、医師事務作業補助者の養成にもつとめる。

4. 医療資源の確保・充実

地域包括ケアシステムの構築や地域医療の充実に向け、地域で必要とされる医療資源の確保・充実をはかる。

(1) 有床診療所への支援

様々な機能を有し地域に根ざした診療を行う有床診療所が、安定的かつ継続的に運営できるように、施設・設備に対する県の新たな助成制度の積極的な活用をはかるとともに、県有床診療所協議会とも連携しながら必要な支援を行う。

(2) 医師会共同利用施設への支援

地域医療における重要な役割を担う医師会共同利用施設について、果たすべき役割やあり方等について検討を行うとともに、郡市医師会立施設の運営を支援する。

第6 医療介護連携政策部

1. 静岡県在宅医療推進センターを拠点とした在宅医療の推進

本県の保健医療・保健福祉の両計画や地域医療構想の実現に向け、介護分野と一体となった在宅医療の推進がはかれるよう、「地域医療部」と連携して、静岡県在宅医療推進センターを拠点に各種事業を展開していく。

(1) 事業の企画・運営

静岡県在宅医療推進センター内に設置された静岡県在宅医療体制整備・推進協議会を中心に、本県の在宅医療の推進に必要な事業の企画・検討を行うとともに、来年度に予定されている本県の次期保健医療計画・保健福祉計画の策定に際し、必要な提言を行っていく。

また、開始から5年が経過した在宅医療推進センター事業について、本県の次期保健医療計画・保健福祉計画との整合をはかりながら、今後の取り組むべき方向性を検討する。

(2) 在宅医療に関わる人材の育成

在宅医療に不可欠とされる多職種間の円滑な連携をはかるため、関係諸団体とも連携しながら、地域での推進リーダーを養成する研修会を開催するとともに、受講者の地域における取組を支援する。

また、それ以外の医師をはじめとする在宅医療の関係職種に対しても、テーマ別に多職種連携のための研修会を開催する。

(3) 地域の体制づくりに向けた取組

今後の在宅医療の推進、地域包括ケアの実現には、病院と在宅での医療が一体不可分で提供される必要があることから、病院と在宅医療関係機関の相互理解を深めるための交流会を開催するとともに、病院職員（医師、看護師、MSW等）が在宅医療の現場に同行する機会を確保する。

また、在宅医の確保に向け、郡市医師会で活動する在宅医療推進員については、平成30年度からの全市町での在宅医療・介護連携推進事業の実施を見据え、必要な対応を検討・実施する。

(4) ICTの活用促進

従来のシステムを大幅にリニューアルして新たに立ち上げた『静岡県在宅医療・介護連携情報システム』の一層の普及をはかり、必要な利用料収入を確保しながら自立したシステムの運営を目指す。

2. 在宅医療と一体化した介護保険制度の適切な運営

2つの保険制度の垣根を越え、介護保険制度が在宅医療と一体的に運営ができるよう、実施主体である市町や、その中心的な協力機関である郡市医師会に対し、必要な支援を行っていく。

(1) 制度の適切な運営に向けた取組

平成30年度を初年度とする次期静岡県介護保険事業支援計画（県保健福祉計画と一体的に策定）の策定に際し、在宅医療と介護の総合的な確保の観点から、郡市医師会と連携して積極的な提言を行う。また、次年度における介護報酬の改定に関して、郡市医師会等に対し必要な情報を適時・適切に提供し、円滑な制度運営を支援する。

(2) 認知症対策

認知症サポート医の県内全市町への配置を受け、今後の地域での切れ目のない支援体制の構築に向けた地域リーダーを養成する研修会を開催するとともに、認知症サポート医の効果的な活用による地域での体制構築の取組を支援する。

第7 公衆衛生部

1. 感染症対策

- (1) 感染症全般に関する諸問題について検討するとともに、感染症や予防接種に関する研修会を開催し、公衆衛生の推進につとめる。
- (2) 静岡県感染症発生動向調査事業に協力し、感染症の発生状況を迅速に把握、会員及び県民に対する情報提供を行うとともに、本県の感染症危機管理対策事業に協力する。
- (3) 予防接種法に基づく諸事業の円滑な実施及び誤接種事故防止対策につとめるとともに、静岡県と定期予防接種の市町間相互乗入れ業務契約を締結し、事業の円滑な運営と推進に取り組む。
- (4) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、静岡県医師会新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき対応する。
- (5) 静岡県肝炎対策推進計画の推進に協力する。

2. 生活習慣病対策

- (1) 特定健診・特定保健指導に関する諸問題を検討し、関係団体と連携・調整をはかる。
- (2) 静岡県がん対策推進計画に基づく各種がん対策の推進に協力するとともに、がん検診医師研修会を開催し、各種がん検診の充実と精度管理の向上につとめる。
- (3) 静岡県、関係団体と連携し、糖尿病の重症化予防、医療連携体制の推進等に取り組む。
- (4) 静岡県健康増進計画の推進に協力する。

3. 医療廃棄物対策

- (1) 医療廃棄物の適正処理について啓発と推進をはかる。
- (2) 静岡県医師会電子マニフェスト管理システムのより一層の普及・推進をはかる。

- (3) 静岡県医師会電子マニフェスト管理システムの運営に関する業務を静岡県医師協同組合に委託するとともに、静岡県医師協同組合及び静岡県医療廃棄物適正処理協力会と連携し、適正な運用につとめる。

4. 臨床検査精度管理

- (1) 静岡県内における臨床検査精度管理の向上をはかるため、静岡県及び静岡県臨床衛生検査技師会の協力を得て、臨床検査精度管理委員会を開催するとともに、医療機関・衛生検査所に対する静岡県臨床検査精度管理調査を実施し、調査結果の報告会を開催する。

第8 母子保健・学校保健部

1. 母子保健

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進をはかるため、母子保健に関する母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他に対して、小児科及び産婦人科等の関係団体及び静岡県健康福祉部との連携のもと、母子保健医療体制の整備・充実に取り組むとともに、子ども虐待等の要保護児童対策の充実に取り組む。

2. 母体保護法指定医師

- (1) 母体保護法第14条に定める指定医師について、母体保護法指定医師審査規程に基づき審査・指定等を行う。
- (2) 静岡県産婦人科医会と連携し、母体保護法指定医師研修会を開催する。

3. 学校保健

- (1) 子ども達の心身の健全な育成をはかるため、学校医活動をはじめとした学校保健事業を地域保健活動の重要な柱として位置づけ、研修会を開催し、一層の充実につとめる。
- (2) 保育所・幼稚園における保健医療の充実について、学校保健事業の一環として取り組むとともに、母子保健事業と連携して、乳幼児期から思春期に至るまでの一貫した健康管理に取り組む。
- (3) 児童生徒の腎臓検診、脊柱検診、心臓検診について、検討委員会を開催して県内各地域の検診結果の分析を行うとともに、四肢の検診等諸課題について検討し、検診システムの整備・充実につとめる。また、耳鼻咽喉科検診、眼科検診について、各医会との連携のもと、諸課題について検討する。
- (4) 学校感染症、アレルギー疾患、生活習慣病、学校精神保健、いじめ、医療的ケア、正しい性知識の普及と性感染症の予防等、多様化する学校保健の諸問題について、医会、専門医と連携して対策につとめる。

- (5) 静岡県教育委員会、静岡県学校保健会及び静岡県健康福祉部と連携し、学校保健事業の推進に取り組む。

第8 救急医療・災害医療部

- ・ 郡市医師会、及び医療・保健・福祉・介護関係諸団体、静岡県と連携して、本県の救急医療体制、災害医療体制の整備・充実に取り組む。
- ・ 日本医師会及び中部医師会連合他の近隣県医師会と連携して、広域に亘る救急医療体制、災害医療体制の整備・充実に取り組む。
- ・ 静岡県警察協力医会、静岡県警察本部と連携し、警察活動に協力する医師の養成に向けて、死体検案、死因究明等に関する研修会を開催する。

1. 救急医療対策

- (1) 本県における初期・二次・三次救急医療体制及び後方体制の充実と地域連携の推進に取り組む。
- (2) 県民に本県の救急医療を取り巻く環境について周知を行うとともに、適切な受診行動に関する普及啓発に取り組む。

2. 災害医療対策

- (1) 近隣県医師会及び三師会等の県内医療関係団体と、災害時の医療救護活動に係る連携体制について協議する。
- (2) 日本医師会災害医療チーム（JMAT）について、事前登録及び研修・訓練に取り組むとともに、熊本地震により顕在化したJMAT活動の諸課題について、県内関係者の意見等を集約して、日本医師会に提言を行う。
- (3) 静岡県医師会災害時医療救護活動対応指針に基づき、平常時より、郡市医師会と連携して情報伝達訓練を実施するとともに、県内発災時における、災害医療チームの派遣体制（県内JMAT）の構築に取り組む。

第10 産業保健・スポーツ医学部

1. 産業保健

- (1) 日本医師会認定産業医制度の推進をはかるため研修会を開催し、認定産業医の育成と資質の向上をはかる。
- (2) 静岡労働局、静岡県労働基準協会連合会及び静岡産業保健総合支援センターと連携し、静岡県産業保健推進協議会を開催し、産業保健活動の推進をはかる。
- (3) 静岡産業保健総合支援センター運営協議会に参画し、関係機関との情報交換を行うとともに、郡市医師会に設置されている地域産業保健センターの運営に協力し、小規模事業場における産業保健活動を支援する。

2. スポーツ医学

- (1) 日本医師会認定健康スポーツ医制度の推進をはかるため研修会を開催し、認定健康スポーツ医の資質の向上をはかる。
- (2) スポーツドクター協議会等の各種スポーツ団体と連携し、健康スポーツ医学の普及につとめる。

第11 学術部

- (1) 日本医師会生涯教育制度に基づき、本会に申請のあった講演会等を審査し、単位認定に相当する講演会等であることを承認するとともに、日医生涯教育協力講座セミナーを実施し、生涯教育の充実につとめる。
- (2) 日本医師会生涯教育制度の趣旨に基づき、講演会等の受講を勧め、「日本医師会生涯教育認定証」の取得をはかる。
- (3) 医師臨床研修制度について、地域医療部と連携して、県下の臨床研修病院等において研修プログラムが円滑に実施されるよう協力する。
- (4) 郡市医師会の協力のもと、日本医師会全国医師会研修管理システムの円滑な運用につとめる。
- (5) 図書館廃止により、所蔵図書等の処分を行う。
- (6) 東部・中部・遠江医学会を支援する。

第12 広報部

医師会の理念、事業活動及び医療政策について、会員や県民の理解を深め、周知するための広報活動を推進する。

特に非会員医師の加入促進を通じた組織力向上に重点を置き、ICTを利活用した双方向性のある広報を検討する。

- (1) 会報を毎月1回発行するとともに、ウェブサイトの会員専用ページにも掲載する。
- (2) ウェブサイトの運営に関係各部と連携して取り組み、情報の更新と内容の充実につとめる。
- (3) 県民に医師会活動を紹介するとともに医療・健康情報を提供するため、マスメディアを活用する。
- (4) 報道関係者と意思疎通をはかるため、定期的に意見交換会を開催する。また、医療関係者並びに報道関係者等への情報発信を推進するため、SNS等の利活用を検討する。